

南大隅町会計年度任用職員登録者募集要項

令和4年度4月以降に任用する会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

1 任用

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
任用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年以内

2 募集職種、勤務条件

募集職種	令和4年度会計年度任用職員 募集職種一覧表を参照してください。
勤務場所	
勤務時間	
職務内容	
報酬単価	
諸手当	通勤に係る費用は距離、通勤方法に応じて支給します。 期末手当は、任用期間が6か月以上で週の勤務時間が15時間30分以上の方に支給します。
年次休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与します。
その他の休暇	結婚、忌引、出産等の特別休暇（有給、無給）があります。
社会保険等	加入要件を満たす場合は、社会保険、雇用保険に加入していただきます。
その他	地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は、登録申し込みができません。

3 面接日、面接会場

面接日	令和4年1月下旬から令和4年2月末
面接会場	南大隅町役場本庁
備考	※応募者に面接日時を郵送等でお知らせします。

4 手続き

提出書類	①南大隅町会計年度任用職員登録申込書兼履歴書 ②資格を証明する書類の写し（必要な職種のみ）	
受付期間	持参	令和4年2月14日（月）まで 午前8時30分から午後5時15分 （土・日曜日及び祝日は除きます。）
	郵送	令和4年2月14日（月）まで ※当日消印有効 ※封筒に「登録申込」と朱書きしてください。
申込先	南大隅町役場 総務課 総務係 〒893-2501 肝属郡南大隅町根占川北226番地	
注意事項	1 受付期間終了後の申込は受けできません。 2 提出いただいた書類は返却しません。 3 書類不備又は不足書類があった場合は受けできません。 原則この場合連絡しませんので、記入の不備がないよう、また必要書類は必ず揃えてお申し込みください。	

5 その他

登録について、会計年度任用職員を任用する必要が生じた場合に登録者の中から適任者を選ばせていただく制度です。そのため、年度途中の任用となる場合があります。

登録有効期限は令和5年3月31日です。

応募資格の有無、提出書類の記載事項に不正があった場合は、合格を取り消すことがあります。

お問合せ先
南大隅町役場 総務課 総務係（役場本庁舎2階） 〒893-2501 肝属郡南大隅町根占川北226番地 電話番号 0994-24-3111（代表） FAX番号 0994-24-3119